	IΒ			新		
1 (1)	1 適用		1 (1)	売電気事業者登録番号A0015, 下「供給契約」といいます。) にもと 送配電事業者(以下「当該一般)	ひといいます。)は、株式会社エネワンでんき(小 以下「当社」といいます。)との電気供給契約(以 びき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般 送配電事業者」といいます。)が維持および運用す 供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供	
(2)	本約款は次の地域に適用します。たる離島には適用いたしません。	たし、電気事業法第2条第1項第8号化定め	(2)	る離島には適用いたしません。	ただし、電気事業法第2条第1項第8号化定め	
	北陸電力送配電株式会社 <u>の供</u> <u>給区域</u>	富山県,石川県,福井県(一部を除きます。) および岐阜県の一部		供給区域 東北電力ネットワーク株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社	適用地域 青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県,福島県および新潟県 栃木県,群馬県,茨城県,埼玉県,千葉	
				中部電力パワーグリッド株式会社	県,東京都,神奈川県,山梨県および静岡県(富士川以東)愛知県,岐阜県(一部を除きます。),三重県(一部を除きます。),静岡県(富士川以西)および長野県	
				北陸電力送配電株式会社	富山県,石川県,福井県(一部を除きます。) および岐阜県の一部 滋賀県,京都府,大阪府,奈良県,和歌山県,兵庫県(一部を除きます。),福井県の一部,岐阜県の一部および三重県の一部	

旧	新		
	中国電力ネットワーク株式会社 鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県,兵庫県の一部,香川県の一部,愛媛県の一部 四国電力送配電株式会社 徳島県,高知県,香川県(一部を除きます。),愛媛県(一部を除きます。)		
	九州電力送配電株式会社 福岡県,佐賀県,長崎県,大分県,熊本県,宮崎県および鹿児島県		
2 本約款等の変更	沖縄電力株式会社 沖縄県		
2 年前が寺の変更 (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定にもとづき、本約 款、電気契約種別定義書(以下「本約款等」といいます。)を変更することがありま す。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変 更後の本約款等によります。 イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以 下「託送約款等」といいます。)の変更により本約款等の変更が必要な場合 ロ〜八(省略) (2)〜(3)(省略)			
3 定義 次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)~(14)(省略) (15) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の	3 定義 次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)~(14)(省略) (15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃		

旧

期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(16) 供給地点

一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

- (17)(省略)
- (18) 一般送配電事業者

北陸電力送配電株式会社(事業の全部の譲渡,合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。)をいいます。

(19)~(23)(省略)

(24) サイサン

株式会社サイサン(埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番地 5 所在,代表取締役 社長 川本 武彦)をいいます。

(25) 債権譲受人

新

料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間はたは12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(16) 供給地点

<u>当該一般送配電事業者</u>が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

- (17) (省略)
- (18) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

- ※ 以下,「一般送配電事業者」は,「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし,本 新旧対照表では省略します。
- (19)~(23)(省略)

(削除)

(24) 債権譲受人

出社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、サイサンまたは当社が定める第三者をいいます。

4 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1)(省略)
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入 いたします。ただし、15 (電力需要) (3)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

(3)~(5)(省略)

- 7 供給契約の成立および契約期間
- (1)(省略)
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - □ 契約期間満了日の15日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。

4 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1)(省略)
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入 いたします。ただし、0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといた します。

(3)~(5)(省略)

- 7 供給契約の成立および契約期間
- (1)(省略)
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - □ 契約期間満了日の15日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で更新いたします。

IB		新
13 電気契約種別		13 電気契約種別 電気契約種別に関する詳細事項は、電気契約種別定義書に定めます。 (削除)
	<u>ワン B プラン</u> <u>ワン C プラン</u> ワン動力プラン	
14 電灯需要 (1) エネワン B プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、	次のいずわにも該当するものに適田い	(削除)
たします。 (イ) 使用する最大電流(交流単相2級	泉式標準電圧 100 ボルトに換算した値と であり、かつ 60 アンペア以下であること	
電力との合計(この場合, 10 アングル キロワット未満であること ただし, 1 需要場所において電力需要といっている。 かつ、お客さまの電気の使用状		
状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が 適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般 送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す		

П	ΦC
III	新
<u>ることがあります。</u>	
□ 供給電気方式,供給電圧および周波数	
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは	
交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準	
周波数 60 ヘルツといたします。ただし,供給電気方式および供給電圧について	
は、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2	
線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなるこ	
とがあります。	
八型約電流	
いずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。	
(I) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装	
置(以下「電流制限器等」といいます。)により、電流を制限いたします。た	
だし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられ	
ている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められ	
る場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等を取り付けないことが	
あります。	
二 料金	
= 1734 料金は、基本料金、電力量料金、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦	
課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表	
2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。	
(1) 基本料金	
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用	
しない場合の基本料金は、半額といたします。	

	旧	
	契約電流 30 アンペア	874円50銭
	契約電流 40 アンペア	<u>1,166円00銭</u>
	契約電流 50 アンペア	1,457円50銭
	契約電流 60 アンペア	1,749円00銭
	(0) 電力量料金	
	電力量料金は, その1月の使用電力	量によって次のとおり算定いたします。
	最初の120キロワット時までの1キ	30円27銭
	ロワット時につき	
	120キロワット時をこえ300キロワッ	34円72銭
	ト時までの 1 キロワット時につき	
	300 キロワット時をこえる 1 キロワッ	36円43銭
	ト時につき	
	木 その他	
	電流制限器等を無断で取り外す等により,	電灯または小型機器を使用すること
は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33(違約		
	金)に定める違約金を申し受けます。	
<u>(2)</u>	エネワンCプラン	
	<u>不適用範囲</u>	
	電灯または小型機器を使用する需要で, か	でのいずれにも該当するものに適用い
	<u>たします。</u>	
	(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上で	であり、かつ原則として 50 キロボルト
	アンペア未満であること	
	(0) 1需要場所において電力需要とあわせて	て契約する場合で、契約容量と契約
	電力との合計(この場合, 1 キロボル	トアンペアを 1 キロワットとみなしま

旧	新
す。)が 50 キロワット未満であること	
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希	
望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の	
状況等から一般送配電事業者が,技術上または経済上低圧での電気の供給が	
適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が	
50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合,一般	
送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設す	
<u>ることがあります。</u>	
ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数	
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよ	
び 200 ボルトとし,周波数は,標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし,供	
給電気方式および供給電圧については,技術上やむをえないと一般送配電事業	
者が認めた場合には,交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボル	
トまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。	
八、契約容量	
(イ) 契約容量は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき,別表 3	
(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。	
ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認	
める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1	
年間を通じての最大の負荷,使用状況および同種の契約を締結している他	
のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定める	
<u>ことができるものとします。</u>	
(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場	
合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をす	

IB	新
<u>ることができるものとします。</u>	
<u>二 料金</u>	
料金は, 基本料金, 電力量料金, 別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦	
課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表	
2 (燃料費調整) (1)木によって算定された燃料費調整額の合計といたします。	
(1) 基本料金	
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用	
しない場合の基本料金は、半額といたします。	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 291 円 50 銭	
(0) 電力量料金	
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	
最初の 120 キロワット時までの 1 キ 30 円 27 銭	
ロワット時につき	
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ 34 円 72 銭	
ト時までの1キロワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット 36 円 43 銭	
時につき	
<u>ホ その他</u>	
契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等により,電灯または小型機器を使	
用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、33	
(違約金) に定める違約金を申し受けます。	

IB		新
15	電力需要	15 <u>削除</u>
エネワ	ン動力プラン	(削除)
<u>(1)</u>	適用範囲	
	動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	
	イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること	
	□ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場	
	合, 10 アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合, 1キ	
	ロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワッ	
	ト未満であること	
	ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ	
	れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等か	
	ら一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたと	
	きは、イに該当し、かつ、口の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キ	
	ロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合,一般送配電事業	
	者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	
<u>(2)</u>	供給電気方式,供給電圧および周波数	
	供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波	
	数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧に	
	ついては、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2	
	線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100	
	ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。	
<u>(3)</u>	契約電力	
	イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4 (契	

	旧		新
	約容量および契約電力の算定方法)によ	り算定された値といたします。ただし、	
	契約主開閉器で契約電力を定めることが	適切ではないと当社が認める場合に限	
	り、需要場所における負荷設備および受電	設備の内容, 1年間を通じての最大	
	の使用状況および同種の契約を締結してい	る他のお客さまの負荷率等を基準とし	
	て、お客さまと当社との協議によって定める	ことができるものとします。	
	ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約	容量が不適切と当社が認める場合にお	
	いては、当社はその理由を事前に通知の	上,契約電力の変更をすることができる	
	<u>ものとします。</u>		
<u>(4)</u>	料金		
	料金は, 基本料金, 電力量料金, 別表 1	(再生可能エネルギー発電促進賦課	
	金)(3)によって算定された再生可能エネルギー	- 発電促進賦課金および別表 2(燃	
	料費調整) (1)木によって算定された燃料費調	整額の合計といたします。	
	<u> </u>		
	基本料金は、1月につき次のとおりといたし	ます。ただし,契約電力が 0.5 キロワ	
	ットの場合の基本料金は,契約電力が1	キロワットの場合の基本料金の半額と	
	いたします。また、まったく電気を使用しない	い場合の基本料金は、半額といたしま	
	<u>す。</u>		
	契約電力1キロワットにつき	<u>1,165円17銭</u>	
	□ 電力量料金		
	電力量料金は、その1月の季節別の使用		
	使用電力量	夏季料金 その他季料金	
	第1段階 最初の[契約電力×100]キ	26円09銭 25円03銭	
	料金 ロワット時までの 1 キロワット		
	時につき		

IB						
	第2段階	[契約電力×100]キロワット	34円19銭	34円19銭		
	<u>料金</u>	時をこえる 1 キロワット時につ				
		<u>#ol</u>				

八省工本割引

省エネ割引は、1月の使用電力量が契約電力1キロワットあたり50キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき以下の省エネ割引単価を用いて算定いたします。契約電力が0.5キロワットの場合の省エネ割引は、契約電力が1キロワットの場合の省エネ割引の半額といたします。

使用電力量	省Iネ割引単価
[契約電力×50]キロワット時以下のとき	50円00銭
契約電力1キロワットにつき	
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき	適用対象外

ニーその他

契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等の行為や変圧器,発電設備等を介して,電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり,供給契約を解約することがあります。この場合,33(違約金)に定める違約金を申し受けます。

17 検針日

検針日は、次により、<u>一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、<u>お客さま</u>ごとに一般送配電事業者が定めた日(<u>一般送配電事業者</u>がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針の基準となる日」といいます。)および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに一般送配電事業者が行な

17 検針日

検針日は、次により、<u>当該一般送配電事業者</u>が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

新

(1) 検針は、お客さまの供給地点ごとに当該一般送配電事業者が定めた日(当該一般送配電事業者がお客さまの供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針の基準となる日」といいます。)および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当

(2)(省略)

旧 新 います。 該一般送配電事業者が行ないます。 (2)~(7)(省略) (2)~(7)(省略) 19 使用電力量の算定 使用電力量の算定 (1)~(3)(省略) (1)~(3)(省略) (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17 (検針 (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および 17 (検針) 日)(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった場合には、料金の算定期間の使用 日)(2)または(4)の場合で検針を行なわなかったときには、料金の算定期間の使用 電力量は、別表 5 (使用電力量の協定) を基準として、当該一般送配電事業者と 電力量は、別表 4(使用電力量の協定)を基準として、一般送配電事業者と当社 当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事 との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議 により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。 業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。 (5) 一般送配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量 (5) 当該一般送配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で 器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 4 (使用電力量の 計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 5 (使用電力 協定)を基準として、あらかじめ一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。 量の協定)を基準として、あらかじめ当該一般送配電事業者と当社との協議によって この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力 定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議により決 量について、お客さまにお知らせいたします。 定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。 20 料金の算定 料金の算定 20 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の イ 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間の 日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する検針の基準とな 日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する計量または検針 の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき る日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき □ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準 □ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の 属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき

(2) (省略)

(2) 23(料金その他の支払方法および支払期日)(2)への場合は,当該支払期に属す

旧 (追加) (3) 電気契約種別に加え、付帯契約種別が適用される場合は、そのすべてを反映して料 金を算定いたします。 日割計算 日割計算 21 21 (1) 当社は、20 (料金の算定) (1)イ、口または八の場合は、次により料金を算定いた (1) 当社は、20(料金の算定)(1)イまたは口の場合は、次により料金を算定いたしま します。 す。 イ 基本料金は、別表 5 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたしま イ 基本料金は、別表 6 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたしま す。 す。 □ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5 □ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式)(1)口により算定いたします。 (日割計算の基本算式)(1)口により算定いたします。 八 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使 八 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促 用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)により算定いたします。 進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応 じて別表6(日割計算の基本算式)(1)二により算定いたします。 二(省略) 二(省略) (2) (省略) (2) (省略) 22 料金の支払義務 料金の支払義務 お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 (1) 検針日といたします。ただし、17 (検針日) (5)の場合の料金については実際に検針 (1) 検針日といたします。ただし、17 (検針日) (5)の場合は、実際に検針を行なった日 とし、また、19 (使用電力量の算定) (4)の場合は、料金の算定期間の使用電力 を行なった日とし、また、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかっ た場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 量が協議によって定められた日といたします。なお、19(使用電力量の算定)(5)の なお、19(使用電力量の算定)(5)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検 場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の検針日といたします。 針区域の検針日といたします。

(削除)

	旧		新
	る最終月の(1)による日といたします。		
<u>(3)</u>	供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給	<u>(2)</u>	供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給
	契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。		契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
23	料金その他の支払方法および支払期日	23	料金その他の支払方法および支払期日
(1)	料金については、25(債権譲渡に関する特則)にもとづき、当社が指定する債権譲	(1)	料金については、当社が個別に指定する契約を除き、25(債権譲渡に関する特
	受人(以下「当該債権譲受人」といいます。)へ支払期日までに支払っていただきま		則) にもとづき, 当社が指定する債権譲受人(以下「当該債権譲受人」といいま
	す。ただし、一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社がお客さまに		す。)へ支払期日までに支払っていただきます。当該債権譲受人へ支払っていただく場
	請求する工事負担金その他の金銭債務(以下「工事費等」といいます。)について		合の料金その他の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによ
	は、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当		<u>ります。</u>
	社が指定する日までに支払っていただきます。		
(2)	当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金その他の支払方法および支払期日	(削	徐)
	は、当該債権譲受人の定めるところによります。ただし、当該債権譲受人がサイサンで		
	ある場合の料金その他の支払方法および支払期日は次の各号の通りといたします。		
	イ 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、		
	お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として(イ)または(ロ)の方法とし、お客		
	さまが法人の場合の支払い方法は原則として(0)の方法としますが, サイサンが特		
	に認めた場合は、その他の方法とします。		
	(イ) お客さまがサイサンの指定するクレジットカード会社との契約にもとづき, その		
	クレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法によりサイサン		
	が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、サイサ		
	ンが指定した様式によりあらかじめサイサンに申し出ていただきます。この場		
	合,支払期日は,クレジットカード会社からサイサンへの支払日といたしま		
	す。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等によりサイサンに		

旧	新
料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があっ	
<u>た日とします。</u>	
(0) お客さまが指定する口座からサイサンの口座へ毎月継続して料金を振り替え	
る方法により支払われる場合は、サイサンが指定した様式によりあらかじめ当	
社に申し出ていただきます。この場合,支払期日は,支払義務発生日の	
翌々月6日といたします。	
ロ イ(イ)またはイ(ロ)の手続きが完了するまでは、料金は、以下の方法により、支払	
期日までに支払っていただきます。	
(イ) 新たに電気の使用を申し込まれたお客さま	
サイサンが指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合に	
は、サイサンが指定した様式によっていただきます。この場合、支払期日	
は、支払義務発生日の翌々月5日といたします。	
(0) (1)以外のお客さま	
従前の支払い方法により支払っていただきます。ただし、 やむをえないとサイ	
サンが判断した場合は、(イ)の方法により支払っていただきます。	
ハ サイサンは,次の(イ)または(0)に該当する場合には,各帳票の発行につき,別	
表 6 (手数料等) (1)に定める帳票発行手数料を, (イ)のときには帳票発行の	
対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに, (0)のときには帳	
票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわ	
せてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した	
場合は、この限りではありません。	
(イ) お客さまが、イに該当し、書面による請求書(支払方法が、イ(イ)の場合	
は利用明細書をいいます。) の発行を希望され、サイサンが請求書(利用	
明細書)を発行した場合	

ΙΒ	新
(0) お客さまが、ロ(イ)の方法により支払われる場合	
二 お客さまが料金をイ(イ), イ(ロ)またはロ(イ)により支払われる場合は, 次のときに	
サイサンに対する支払いがなされたものといたします。	
(イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社によりサイサ	
ンが指定した金融機関等に払い込まれたとき。	
(0) イ(0)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落	
とされたとき。	
(川) 口(イ)により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたと	
<u>き。</u>	
ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。	
へ サイサンは、イにかかわらず、サイサンが指定した債権管理回収業に関する特別	
措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定し	
た金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込み	
により支払っていただくことがあります。この場合, ニにかかわらず, 債権回収会社	
が指定した金融機関等に払い込まれたときにサイサンに対する支払いがなされたも	
<u>のといたします。</u>	
ト イにかかわらず、17(検針日)(6)の場合、供給開始の日から開始日を含む計	
量期間等の終期までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の計量期間等	
の始期から終期までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	
チ 料金については、サイサンは、サイサンに特別の事情がある場合で、あらかじめお	
客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、サイサンの指定する支払期ごとに	
支払っていただくことがあります。	
リ 料金については、サイサンは、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかか	
わらず、サイサンの指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、	

旧	新
詐欺や不公正な手段によりサイサンに損害が発生するおそれがある場合は, あら	
かじめお客さまの承諾をえることを要しません。	
ヌ 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日	
(以下「休日」といいます。) に該当する場合には, サイサンは, 支払期日を翌	
日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、	
さらに 1 日延伸いたします。	
(追加)	(2) (1)にかかわらず、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、当社
	がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務(以下「工事費等」といいま
	す。)については、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指
	定した方法で、当社が指定する日までに支払っていただきます。
24 延滞利息	24 延制息
(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われないときは、当社は、支払期日	(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期
の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがありま	日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあり
す。ただし、料金を 23 (料金その他の支払方法および支払期日) (2)イ(0)により支	ます。ただし、当社の都合により、料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口
払われる場合で、当社またはサイサンの都合により、料金が支払期日を経過してお客	座から引き落とされたときは、この限りではありません。
さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。	
(2)~(3)(省略)	(2)~(3)(省略)
36 損害賠償の免責	36 損害賠償の免責
(1)~(2)(省略)	(1)~(2)(省略)
(3) お客さまが 6 (供給契約の申込み) (4)による措置を講じなかったことによって生じた損害	(3) お客さまが 6 (供給契約の申込み) (3)による措置を講じなかったことによって生じた損害
については、当社は、その賠償の責めを負いません。	については、当社は、その賠償の責めを負いません。
(4)~(5)(省略)	(4)~(5)(省略)

IΒ	新
40 お申し出による供給契約の終了 (1)~(2)(削除) (3)お客さまが供給開始日以降1年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとされる場合は、当社は、別表6(手数料等)(2)に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。	40 お申し出による供給契約の終了 (1)~(2)(削除) (3) お客さまが供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとされる場合は、当社は、別表7(手数料等)に定める解約事務手数料を、供給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
附則	附則
1 実施期日 本約款は、今和5年7月1日から実施いたします。 2 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、19(使用電力量の 算定)(1)の規定にかかわらず、以下のとおりといたします。 移行期間における30分ごとの使用電力量 その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。とこり 特に配分してえられる値といたします。	1 実施期日本約款は、合和6年9月1日から実施いたします。 (削除)

П		新			
(追加)		2 標準周波数についての特別措置			
		(1) 本約款等実施の際現こ次の区域内において標準周波数 50 ヘルツで電気を供給してい			
		る区域こついては、当分の間、標準周波数50~ルツ	で供給いたします。		
		中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	長野県の一部		
		(2) 本約款等実施の際現こ次の区域内において標準周波数 60 ヘルツで電気を供給してい			
		る区域こついては、当分の間、標準周波数60ヘルツ	で供給いたします。		
		東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	新潟県佐渡市, 妙高市および糸		
			<u> 魚川市</u>		
		東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	群馬県の一部		
3 本約款の実施にともなう切替措置		(削除)			
令和5年6月30日以前から電気の供給が継続し、令	和5年7月1日から令和5年7				
月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定す	る料金の算定における料金率,燃				
料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。					
(1) Ⅲ (契約種別および料金) の料金率については:	14 (電灯需要) (1)二, (2)二およ				
び 15 (電力需要) (4)にかかわらず, 次のとおりと	<u>にいたします。</u>				
<u>イ エネワン B プラン</u>					
(1) 基本料金					
契約電流 30 アンペア	874円50銭				
契約電流 40 アンペア	1,166円00銭				
契約電流 50 アンペア	1,457円50銭				
契約電流 60 アンペア	1,749円00銭				
(0) 電力量料金					

旧		新
最初の 120 キロワット時までの 1 キロ	30円20銭	
ワット時につき		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	36円75銭	
時までの1キロワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット	39円65銭	
時につき		
<u>ロ エネワン С プラン</u>		
(1) 基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	291円50銭	
(0) 電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロ	30円20銭	
ウット時につき		
120キロワット時をこえ 300キロワット	36円75銭	
時までの 1 キロワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット	39円65銭	
<u>時につき</u>		
ロエネワン動力プラン		
(1) 基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	<u>1,165円17銭</u>	
<u>(D) 電力量料金</u>		
使用電力量	夏季料金 その他季料金	
第1段階 最初の[契約電力×100]キロ	26円34銭 26円34銭	
料金 ワット時までの 1 キロワット時に		
<u>ੁਣ</u>		

	IΒ	新
	第2段階[契約電力×100]キロワット34円44銭34円44銭料金時をこえる1キロワット時につき	
<u>(2)</u>	別表2 (燃料費調整) の算定諸元については, 別表2 (燃料費調整) (1)イ, 口お	
	よび(2)にかかわらず、次のとおりといたします。	
	<u>1 α, β, γ</u>	
	<u>供給区域</u> <u>α</u> <u>β</u> <u>Υ</u>	
	北陸電力送配電株式会社 0.0380 0.0702 1.2641	
	□ 基準燃料価格	
	供給区域	
	北陸電力送配電株式会社 79,300円	
	八 基準単価	
	供給区域 単位 基準単価	
	北陸電力送配電株式会社 1キロワット時につき 18銭6厘	
	別表	別表
2	燃料費調整	2 燃料費調整
(1)	燃料費調整額の算定	(1) 燃料費調整額の算定
	イ 平均燃料価格	イー平均燃料価格
	原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量	原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量
	および価額の値にもとづき,次の算式によって算定された値といたします。なお,	および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、
	平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨	平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨
	五入いたします。	五入いたします。
	平均燃料面格=A×α+B×β+C×γ	平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

旧

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

a, β, yは, 次のとおりいたします。

供給区域	а	β	γ
北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499

なお,各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1円とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格	
北陸電力送配電株式会社	79,800円	

新

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

a, β, yは, 次のとおりいたします。

供給区域	а	β	Υ	
東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915	
東京電力パワーグリッド株式会社	0.0048	0.3827	0.6584	
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	
北陸電力送配電株式会社	0.0415	0.0745	1.2499	
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0992	<u>1.1994</u>	
四国電力送配電株式会社	0.0875	0.0770	1.1770	
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757	
沖縄電力株式会社	0.0065	0.1632	<u>1.1152</u>	

なお,各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1円とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	83,500円
東京電力パワーグリッド株式会社	86,100円
中部電力パワーグリッド株式会社	<u>45,900 円</u>
北陸電力送配電株式会社	79,800円

IE	新		
	関西電力送	配電株式会社	27,100円
	中国電力ネ	ットワーク株式会社	80,300円
	四国電力送	配電株式会社	80,000円
	九州電力送	配電株式会社	27,400円
	沖縄電力株	式会社	81,500円
八~二(省略)	八~二(省略)		
ホ 燃料費調整額	木 燃料費調整	額	
燃料費調整額は、その1月の使用電力量に八によって算定された燃料費調整単	燃料費調整	額は、その1月の使用	電力量に八によって算定された燃料費調整単
価を適用して算定いたします。	価を適用して	て算定いたします。 <u>ただし</u>	,最低料金を設定する電気契約種別につい
	ては, 最低	料金適用電力量までは	,最低料金に適用される燃料費調整単価と
	<u>いたします。</u>		

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたし ます。

供給区域	<u>単位</u>	基準単価
北陸電力送配電株式会社	1 キロワット時につき	<u>16銭5厘</u>

(追加)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたし ます。

(削除)

イ 最低料金を設定する電気契約種別

供給区域	<u>区分</u>	<u>単位</u>	基準単価
関西電力送配電	最低料金	1 契約につき最初の	2円47銭5厘
株式会社		15 キロワット時まで	
	電力量料金	上記をこえる1キロワッ	16銭5厘
		ト時につき	
中国電力ネットワーク	最低料金	1 契約につき最初の	3円18銭5厘
株式会社		15 キロワット時まで	

旧				新	
			電力量料	<u>上記をこえる 1 キャート時につき</u>	21銭2厘
		四国電力送配電	最低料金	1 契約につき最	初の 1円69銭4厘
		株式会社		11 キロワット時ま	<u>c</u>
			電力量料		ロワッ 15銭4厘
				ト時につき	
(追加)		□ イ以外の電気契料	<u>外種別</u>		
		供給区域		<u>単位</u>	基準単価
		東北電力ネットワーク株		1 キロワット時につき	19銭7厘
		東京電力パワーグリッド		1 キロワット時につき	18銭3厘
		中部電力パワーグリッド		1 キロワット時につき	23銭3厘
		北陸電力送配電株式金		1 キロワット時につき	16銭5厘
		関西電力送配電株式		1 キロワット時につき	16銭5厘
		中国電力ネットワーク株		1 キロワット時につき	21銭2厘
		四国電力送配電株式		1 キロワット時につき	15銭4厘
		九州電力送配電株式金	会社	1 キロワット時につき	13銭6厘
		沖縄電力株式会社		1 キロワット時につき	27銭3厘
(3) (省略)	(3)	(省略)			
(追加)	3	離島ユニバーサルサーと	ごス調整		
	(1)	離島ユニバーサルサーと	 ごス調整額の	算定	
		イ 離島平均燃料価	———— 格	-	
		原油換算値1キ	コリットル当た	りの離島平均燃料価格	は、貿易統計の輸入品の
		数量および価額の	値にもとづき	, 次の算式によって算法	定された値といたします。な

旧	新			
	お, 離島平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円			
	位で四捨五入いたします。			
	離島平均燃料価格= A×a+B×β+C×γ			
	A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油			
	<u>格</u>			
	B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然が			
	<u>価格</u>			
	C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格			
	a, β, γは, 次のとおりいたします。			
	供給区域 <u>a</u> <u>β</u> <u>Y</u>			
	東北電力ネットワーク株式会社 1.0000 0.0000 0.0000			
	中国電力ネットワーク株式会社 1.0000 0.0000 0.0000			
	<u>九州電力送配電株式会社</u> <u>1.0000</u> <u>0.0000</u> <u>0.0000</u>			
	<u>沖縄電力株式会社</u> <u>1.0000</u> <u>0.0000</u> <u>0.0000</u>			
	なお, 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原			
	価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたし			
	<u> </u>			
	□ 離島基準燃料価格			
	原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、次のとおりといたしま			
	供給区域 離島基準燃料価格 70.200 円			
	東北電力ネットワーク株式会社 79,300 円			
	中国電力ネットワーク株式会社 79,300円			

IΒ	新
	九州電力送配電株式会社 79,300円
	沖縄電力株式会社 79,300円
	八離島調整上限燃料価格
	原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、次のとおりといた
	<u>します。</u>
	供給区域離島調整上限燃料価格
	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u> <u>119,000 円</u>
	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u> <u>119,000 円</u>
	九州電力送配電株式会社 119,000円
	<u>沖縄電力株式会社</u> <u>119,000 円</u>
	二 離島ユニバーサルサービス調整単価
	離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたしま
	す。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数
	は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。
	(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の
	<u>場合</u>
	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>
	= (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格)
	× (2)の離島基準単価 × 1,000
	(0) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回
	<u>る場合</u>

IB	新		
	<u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>		
	= (離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格)		
	(2)の離 島基準単 価 × 1,000		
	1,000 ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用		
	名離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユ		
	ニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次		
	の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたしま		
	す。		
	====================================		
	·····································		
	毎年1月1日から3月31日までの期 その年の 6 月分の料金に係る計量期間		
	<u>間</u>		
	毎年2月1日から4月30日までの期 その年の7月分の料金に係る計量期間		
	<u>間</u> <u>等</u>		
	毎年3月1日から5月31日までの期 その年の8月分の料金に係る計量期間		
	<u>間</u> <u>等</u>		
	毎年4月1日から6月30日までの期 その年の9月分の料金に係る計量期間		
	<u> </u>		
	毎年5月1日から7月31日までの期 その年の10月分の料金に係る計量期間		
	<u>間</u> <u>等</u>		
	毎年6月1日から8月31日までの期 その年の11月分の料金に係る計量期間		

旧	新	
	<u>間</u> <u>等</u>	
	毎年7月1日から9月30日までの期 その年の12月分の料金に係る計量期	澗
	<u>間</u> <u>等</u>	
	毎年8月1日から10月31日までの期 翌年の1月分の料金に係る計量期間	箦
	間	
	毎年9月1日から11月30日までの期 翌年の2月分の料金に係る計量期間	箦
	間	
	毎年10月1日から12月31日までの 翌年の3月分の料金に係る計量期間	等
	期間	
	毎年11月1日から翌年の1月31日ま 翌年の4月分の料金に係る計量期間	等
	<u>での期間</u>	
	毎年12月1日から翌年の2月28日ま 翌年の5月分の料金に係る計量期間	<u>等</u>
	での期間(翌年が閏年となる場合は,	
	翌年の2月29日までの期間)	
	へ 離島ユニバーサルサービス調整額	
	離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算	
	れた離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし,	
	低料金を設定する電気契約種別については, 最低料金適用電力量までは,	最
	低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。	
	(2) 離島基準単価	
	離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のと	<u> </u>
	いたします。	
	イ 最低料金を設定する電気契約種別	
	供給区域 区分 単位 離島基準単	価

旧				新		
		中国電力ネットワーク 株式会社	最低料金	1 契約につき最初	<u>)</u> ග 15	1銭7厘
			電力量料金	-	ロワット	1厘
		- 40161	LITTO I	時につき		
		□ イ以外の電気契約	<u>外種別</u>	WAL	÷ 11 e	7 + 1/4 1 1 / / 1
		供給区域	- N A + I	<u>単位</u>	<u> </u>	<u>基準単価</u>
		東北電力ネットワーク棋		1 キロワット時につき		1厘
		中国電力ネットワーク棋		1 キロワット時につき		1厘
		九州電力送配電株式: 沖縄電力株式会社		1 キロワット時につき 1 キロワット時につき		<u>3厘</u> 2銭6厘
		/竹电电///木八云/1		エキロフットでは、フラ		<u> </u>
3 契約容量および契約電力の算定方法	<u>4</u>	契約容量および契約電	国力の算定方法	去		
(省略)	省	略)				
4 使用電力量の協定	<u>5</u>	使用電力量の協定				
使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。	使用	電力量を協議によって定め	める場合の基準	割は,原則として次によ	ります。	
(1) 過去の使用電力量による場合	(1)	過去の使用電力量に				
次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使		次のいずれかによって算		•		
用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変		用電力量が計量された				•
更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約電流、契約で見または初か配わた乗ぶた値の比較を制度して管定した。また		の計算上区分すべき期 て算定いたします。	別的の日数にて	れそれの <u>契約電刀寺</u>	を来した他	200比率を捌業し
<u>約容量または契約電力</u> を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ~□(省略)		て昇述いむます。 イ~□(省略)				
(2)~(6) (省略)	(2)^	~(6)(省略)				
	(-)	(°) (⊟-u)				

旧	新
5 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ(省略) ロ 電力量料金 (1) 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、エネワン動力 プランの場合は、(ロ)の方法により算定いたします。	6 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ(省略) ロ電力量料金の日割計算 (削除)
(D) 電力量区分の日割計算 第1段階料金適用電力量	(削除)
= [契約電力×100] キロワット時	
日割計算対象日数 × <u> </u>	
日割計算対象日数 ただし, ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
なお、第1段階料金適用電力量とは、エネワン動力プランの使用電力量の うち、第1段階料金を適用する電力量をいい、その単位は1キロワット時と し、その端数は、小数点以下第1位で切り上げいたします。第1段階料金	
適用電力量をごえる電力量は第2段階料金を適用いたします。 (追加)	料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
八 省エネ割引適用区分の日割計算	(削除)

Ш	新
省工之割引適用電力量 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
= [契約電力×50] キロワット時× — 日割計算対象日数 暦日数	
ただし、日割計算対象日数 ただし、	
なお、省エネ割引適用電力量とは、エネワン動力プランの省エネ割引が適用される基準となる電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数	
点以下第1位で切り上げいたします。	
二 再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算	<u>八</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。	料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次の	(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、次の
とおりといたします。	とおりといたします。
イ電気の供給を開始した場合	イ 電気の供給を開始した場合
電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量または検	電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する <u>検針の基準と</u>
<u>針の基準となる日</u> の属する月の日数といたします。	<u>なる日</u> の属する月の日数といたします。
ロ 供給契約が終了した場合	ロ 供給契約が終了した場合
供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する計量ま	供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の
<u>たは検針の基準となる日</u> の属する月の日数といたします。	<u>基準となる日</u> の属する月の日数といたします。
(3) (省略)	(3) (省略)

IΒ		新		
<u>6</u> (1)	手数料等性票発行手数料		<u>7</u>	
	イ23 (料金その他の支払方法および支払請求書 (利用明細書) 1 部につき□23 (料金その他の支払方法および支払	110円00銭		
(2)	払込票1部につき 解約事務手数料 1 契約につき	3,300円00銭	解約事務手数料 1 契約につき	3,300円00銭

IΒ	新			
1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンで んき(小売電気事業者登録番号A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約	1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約			
款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) が維持および 運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電 気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 ※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新日対照表では省略します。			
(2) (省略)	(2) (省略)			
(追加)	2 実施期日 本定義書は、今和6年9月1日から実施いたします。			
2~4 (省略)	3~5 (省略)			
5 電力需要 エネワン低圧プラン (1)~(2)(省略)	<u>6</u> 電力需要エネワン低圧プラン(1)~(2) (省略)			
(3) 契約電力	(3) 契約電力			
イ 契約電力は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき, <mark>供給約款別 表 3(契約容量および契約電力の算定方法)</mark> により算定された値といたします。 ただし,契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める	イ 契約電力は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき,供給約款別 表 4 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。 ただし,契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める			

IΒ		新
場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じ		場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じ
ての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等		ての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等
を基準として, お客さまと当社との協調	義によって定めることができるものとします。	を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
口(省略)		□(省略)
(4)~(5)(省略)		(4)~(5)(省略)
<u>6</u> (省略)		7 (省略)
附則		(削除)
	します。	
1,723,210,712,110,110,110,110		
2 本定義書の実施にともなう切替措置		
一 令和5年6月30日以前から電気の供給が継	点し、今和5年7月1日から令和5年7	
月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が	で確定する料金の算定における料金率は、5	
(電力需要) (4)にかかわらず, 次のとおりといた	·	
(1) 基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき 1,226 円 50 銭		
(2) 電力量料金		
使用電力量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1 キロワット時につき	26円34銭 26円34銭	
<u> 1 千口 / / 平切に / C</u>		

旧	新
1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 (2)(省略)	1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 ※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新旧対照表では省略します。 (2)(省略)
(追加)	2 実施期日 本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。
2~6 (省略)	3~7 (省略)
 でである。 (1) (省略) (2) 実質再エネ C プランイ〜ロ (省略) ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約 	8 電灯需要 (1) (省略) (2) 実質再エネ C プラン イ〜□ (省略) ハ 契約容量 (4) 契約容量は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき,供給約
<u> </u>	款別表4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値と

IΗ

たします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと 当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の 内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結 している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によ

って定めることができるものとします。

(□)(省略)

二~木(省略)

8 電力需要

実質再エネ動力プラン

(1)~(2)(省略)

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表3(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

□ (省略)

(4)(省略)

<u>(5)</u> 日割計算

供給約款 20 (料金の算定), 供給約款 21 (日割計算) および供給約款別表 6 (日割計算の基本算式) にもとづき, 日割計算をする場合の算定式は, エネワン動力プランに準じます。

新

いたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

(1) (省略)

二~木(省略)

9 電力需要

実質再エネ動力プラン

(1)~(2)(省略)

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別 表4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。 ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める 場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じ ての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等 を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

□ (省略)

(4)(省略)

(削除)

IΒ	新
(6) (省略)	(5) (省略)
(追加)	10 日割計算
	(1) 当社は、供給約款 20 (料金の算定) (1)イまたはロの場合は、次のいずれかにより
	料金を算定いたします。
	イ 8 (電灯需要) に定める電気契約種別を適用する場合は, 供給約款 21 (日
	害計算)により料金を算定いたします。
	□ 9 (電力需要) に定める電気契約種別を適用する場合は、供給約款 21 (日
	割計算)にかかわらず,次により料金を算定いたします。
	(1) 基本料金は、別表(実質再エネ動力プランの日割計算式)(1)イにより日
	割計算いたします。
	(1) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算
	定いたします。ただし、電力量区分については、別表(実質再エネ動力プラ
	<u>ンの日割計算式) (1)口により算定いたします。</u>
	(ハ) 省エネ割引は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定
	いたします。ただし、省エネ割引適用区分については、別表(実質再エネ
	動力プランの日割計算式)(1)ハにより日割計算いたします。
	(二) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごと
	の使用電力量に応じて算定いたします。
	(2) 供給約款20 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象
	日数には開始日を含み,終了日を除きます。
	1.4 (///\mps)
	11 (省略)

旧		新
<u>附則</u>		(削除)
1 実施期日		
本定義書は、令和5年7月1日から実施いたしま	ड ्रे .	
	<u>- </u>	
2 本定義書の実施にともなう切替措置		
令和5年6月30日以前から電気の供給が継続		
月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確		
(電灯需要) (1)二, (2)二および 8 (電力需要) (4)にかかわらす,次のとおりといたしま	
<u>す。</u> (1) 実質再エネBプラン		
<u> </u>		
契約電流 30 アンペア	874円50銭	
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,166円00銭</u>	
契約電流 50 アンペア	<u>1,457円50銭</u>	
契約電流 60 アンペア	<u>1,749円00銭</u>	
	24 EF 70 ↔	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	31円70銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット	38円25銭	
時までの 1 キロワット時につき	23.32033	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット	41円15銭	
時につき		

	旧	
(2)	実質再エネ <u>C</u> プラン	
	イ基本料金	
	契約容量1キロボルトアンペアにつき	291円50銭
	□ 電力量料金	
	最初の 120 キロワット時までの	31円70銭
	1キロワット時につき	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット	38円25銭
	時までの 1 キロワット時につき	
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット	41円15銭
	時につき	
<u>(3)</u>	実質再エネ動力プラン	
	イ <u>基本料金</u>	
	契約電力1キロワットにつき	<u>1,165円17銭</u>
	□ 電力量料金 	
	使用電力量	夏季料金 その他季料金
	第1段階 最初の[契約電力×100]	27円84銭 27円84銭
	料金 キロワット時までの1キロワ	
	ット時につき	
	第2段階 [契約電力×100]キロワッ	35円94銭 35円94銭
	料金 ト時をこえる 1 キロワット時	
	<u>につき</u>	

旧	新
(追加)	<u>別表</u>
	実質再エネ動力プランの日割計算式 (1) 実質再エネ動力プランの日割計算式は、次の通りといたします。 イ 基本料金の日割計算
	日書計算対象日数 1月の該当料金× 暦日数
	□ 電力量区分の日割計算第1段階料金適用電力量
	= [契約電力×100] キロワット時× 暦日数
	日割計算対象日数 ただし、 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	なお、第 1 段階料金適用電力量とは、実質再工ネ動力プランの使用電力量のうち、第 1 段階料金が適用される電力量をいい、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り上げいたします。第 1 段階料金適用電力量
	をこえる電力量は第2段階料金を適用いたします。 八 省エネ割引適用区分の日割計算

Ш	新
	<u>省工之制引適用電力量</u>
	= [契約電力 × 50] キロワット時 × <u>日割計算対象日数</u> 暦日数
	日割計算対象日数 ただし、
	なお,省エネ書引適用電力量とは、実質再エネ動力プランの省エネ書引が適用さ
	れる基準となる電力量をいい、その単位は1キロワット時とし、その端数は、小数
	点以下第 1 位で切り上げいたします。 (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イから八にいう暦日数
	は、次のとおりといたします。
	イ 電気の供給を開始した場合
	電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準と
	なる日の属する月の日数といたします。
	ロ 供給契約が終了した場合
	供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の
	基準となる日の属する月の日数といたします。
	(3) 供給約款 19 (使用電力量の算定) (5)の場合に、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イから八にいう暦日数は、(2)に準ずるものといたします。

В	新
1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 (2)(省略)	1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 ※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新日対照表では省略します。 (2)(省略)
(追加)	2 実施期日 本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。
2~5 (省略)	3~6 (省略)
6 電灯需要 (1)(省略) (2) 食べとくエコプラン C	7 電灯需要 (1) (省略) (2) 食べとくエコプラン C
イ〜ロ(省略) ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 3 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値とい	イ〜ロ(省略) ハ 契約容量 (1) 契約容量は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき, <u>供給約</u> <u>款別表4(契約容量および契約電力の算定方法)</u> により算定された値と

旧	新
たします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと	いたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではない
当社が認める場合に限り, 需要場所における負荷設備および受電設備の	と当社が認める場合に限り,需要場所における負荷設備および受電設備の
内容, 1 年間を通じての最大の負荷, 使用状況および同種の契約を締結	内容, 1 年間を通じての最大の負荷, 使用状況および同種の契約を締結
している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によ	している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によ
って定めることができるものとします。	って定めることができるものとします。
(0) (省略)	(0) (省略)
二~木(省略)	二~木(省略)
<u>7~8</u> (省略)	<u>8~9</u> (省略)
Mpl	(削除)
実施期日	
本定義書は、令和5年9月1日から実施いたします。	

IB	新
1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 (2)(省略)	1 適用 (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。 ※ 以下、「一般送配電事業者」は、「当該一般送配電事業者」に読み替えるものとし、本新日対照表では省略します。 (2)(省略)
(追加)	2 実施期日 本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。
<u>2~7</u> (省略)	3~8 (省略)
8 電灯需要 (1) (省略) (2) 実質再エネ食べとくエコプラン C イ〜□ (省略) ハ 契約容量 (1) 契約容量は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき,供給約	9 電灯需要 (1) (省略) (2) 実質再エネ食べとくエコプラン C イ〜□ (省略) ハ 契約容量 (1) 契約容量は,原則として,契約主開閉器の定格電流にもとづき,供給約
<u> </u>	款別表4 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値と

旧	新
たします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと	いたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではない
当社が認める場合に限り, 需要場所における負荷設備および受電設備の	と当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の
内容, 1 年間を通じての最大の負荷, 使用状況および同種の契約を締結	内容, 1 年間を通じての最大の負荷, 使用状況および同種の契約を締結
している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によ	している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によ
って定めることができるものとします。	って定めることができるものとします。
(0) (省略)	(0) (省略)
二~木(省略)	二~木(省略)
<u>9~10</u> (省略)	<u>10~11</u> (省略)
M則	(削除)
実施期日	
本定義書は、令和5年9月1日から実施いたします。	